（別紙２）

児童福祉法第２１条の５の１５第２項各号の規定等に該当しない旨の誓約書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　　岡　山　市　長　　様

申請者 所在地

名　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

当法人（別紙「役員等名簿」記載の役員等を含む。）は、次に掲げる児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第２１条の５の１５第２項各号（同法第２４条の９第２項において準用する場合を含み、同条及び医療型児童発達支援に係る指定の申請の場合にあっては第７号を除く。）のいずれにも該当しないことを誓約します。

また，申請者である法人の役員及び当該申請に係る事業所を管理する者が岡山市指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成２４年岡山市条例第７９号）第３条第２項及び岡山市指定障害児入所施設等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成２４年岡山市条例第８０号）第３条第２項に定める暴力団員でないことを誓約します。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　記

|  |
| --- |
| （児童福祉法第２１条の５の１５第２項各号（H25.4.1一部法改正版）の規定）  １　申請者が都道府県の条例で定める者でないとき。  ２　当該申請に係る障害児通所支援事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第２１条の５の１８第１項の都道府県の条例で定める基準を満たしていないとき。  ３　申請者が、第２１条の５の１８第２項の都道府県の条例で定める指定通所支援の事業の設備及び運営に関する基準に従つて適正な障害児通所支援事業の運営をすることができないと認められるとき。  ４　申請者が禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。  ５　申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。  ５の２　申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。  ６　申請者が、第２１条の５の２３第１項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して５年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法(平成５年法律第８８号)第１５条の規定による通知があつた日前６０日以内に当該法人の役員又はその障害児通所支援事業所を管理する者その他の政令で定める使用人(以下この条及び第２１条の５の２３第１項第１１号において「役員等」という。)であつた者で当該取消しの日から起算して５年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があつた日前６０日以内に当該者の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して５年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定障害児通所支援事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定障害児通所支援事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定障害児通所支援事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。  ７　申請者と密接な関係を有する者(申請者(法人に限る。以下この号において同じ。)の株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの(以下この号において「申請者の親会社等」という。)、申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの又は当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもののうち、当該申請者と厚生労働省令で定める密接な関係を有する法人をいう。)が、第２１条の５の２３第１項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して５年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定障害児通所支援事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定障害児通所支援事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定障害児通所支援事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。  ８　削除  ９　申請者が、第２１条の５の２３第１項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第１５条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第２１条の５の１９第２項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して５年を経過しないものであるとき。  １０　申請者が、第２１条の五の２１第１項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき第２１条の５の２３第１項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から１０日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に第２１条の５の１９第２項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して５年を経過しないものであるとき。  １１　第９号に規定する期間内に第２１条の５の１９第２項の規定による事業の廃止の届出があつた場合において、申請者が、同号の通知の日前６０日以内に当該事業の廃止の届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等又は当該届出に係る法人でない者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の管理者であつた者で、当該届出の日から起算して５年を経過しないものであるとき。  １２　申請者が、指定の申請前５年以内に障害児通所支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。  １３　申請者が、法人で、その役員等のうちに第４号から第６号まで又は第９号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。  １４　申請者が、法人でない者で、その管理者が第４号から第６号まで又は第９号から第１２号までのいずれかに該当する者であるとき。  （岡山市指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例第３条の規定）  第３条　法第２１条の５の１５第２項第１号の条例で定める者は，法人とする。ただし，法第６条の２第３項に規定する医療型児童発達支援（病院又は診療所により行われるものに限る。）に係る指定の申請についてはこの限りでない。  ２　前項に定める者の役員（業務を執行する社員，取締役，執行役又はこれらに準ずる者をいい，相談役，顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず，事業を行う者に対し業務を執行する社員，取締役，執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）及び当該申請に係る事業所を管理する者は，岡山市暴力団排除基本条例（平成２４年市条例第３号）第２条第２号に規定する暴力団員であってはならない。  （岡山市指定障害児入所施設等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例第３条の規定）  第３条　法第２４条の９第２項において準用する法第２１条の５の１５第２項第１号の条例で定める者は，法人とする。  ２　前項に定める者の役員（業務を執行する社員，取締役，執行役又はこれらに準ずる者をいい，相談役，顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず，事業を行う者に対し業務を執行する社員，取締役，執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）及び当該申請に係る施設を管理する者は，岡山市暴力団排除基本条例（平成２４年市条例第３号）第２条第２号に規定する暴力団員であってはならない。 |